

申請

平成26年2月24日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく  
平成26年2月18日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

大崎市旧一栗村において産出されたそば

2 解除を申請する理由

別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と生産・出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

大崎市旧一栗村で産出されるそば

### 2 現在までの検査結果等の状況

#### (1) 検査結果の状況

大崎市旧一栗村で産出される25年産そばについて、「検査計画、出荷制限等の品目・区画の設定・解除の考え方」(平成25年3月19日付け原子力災害対策本部長公表)別添8の3に基づき作成した「出荷制限区域において産出されたそばに関する宮城県管理計画」により、生産者1戸の生産量を管理の上、全袋検査を実施した結果、全て基準値を下回った。(表1参照)

表1 検査結果

H25年産検査結果		(単位:ベクレル/kg)			H24年産検査結果		(単位:ベクレル/kg)		
NO	検査日	放射性セシウム			NO	検査日	放射性セシウム		
		セシウム 134 (検出下限値)	セシウム 137 (検出下限値)	セシウム 合計 (検出下限値)			セシウム 134 (検出下限値)	セシウム 137 (検出下限値)	セシウム 合計 (検出下限値)
1	H25.10.28	不検出 (4.1)	不検出 (4.7)	不検出 (8.8)	1	H24.12.10	43	83	130
2		不検出 (5.3)	10	10					
3		不検出 (5.9)	5.1	5.1					
4		不検出 (4.5)	不検出 (4.8)	不検出 (9.3)					
5		不検出 (5.5)	4.8	4.8					
6		不検出 (3.7)	不検出 (4.9)	不検出 (8.6)					
7		不検出 (6.1)	7.0	7.0					
8		不検出 (6.8)	5.8	5.8					
9		不検出 (4.1)	6.3	6.3					

## (2) 吸収抑制対策

生産者は、関係機関の指導の下、25年産から土壤分析結果に基づき、土壤中の交換性カリウム濃度40mg/kgになるよう土壤改良（カリ資材の施用）を行い、深耕と併せて取り組んだ。また、適正な播種時期、播種密度、施肥、品種選定により倒伏防止に努めるとともに、収穫時の異物混入を防ぎ、玄そばを磨き機で丁寧に磨く等、汚染防止に努めた。

## 3 解除後のモニタリング検査計画

解除後も、大崎市旧一栗村で産出されるそばについては、「検査計画、出荷制限等の品目・区画の設定・解除の考え方」に則して適切にモニタリング検査を実施し、公表していく。検査密度は、26年産は全戸検査と同等の水準で検査を行い、27年産以降は前年の検査結果を踏まえて密度を設定する。

なお、モニタリング検査の実施に当たっては、これまでと同様に、あらかじめ出荷等の自粛を要請し、検査を実施する。

## 4 解除後の生産・出荷管理

県は、大崎市及びいわでやま農業協同組合と連携し、当面の間、生産者に対して、土壤分析結果に基づき、土壤中の交換性カリウム濃度40mg/kgになるよう土壤改良（カリ資材の施用）を行い、適正な栽培管理、収穫時の汚染防止に努めること等、そばの放射性セシウム吸収抑制対策を講習会を通じ指導するとともに、その実施を確認する。併せて、そばの出荷・販売にあたっては、生産者・生産者団体に対し、出荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉ができるよう指導する。これらについては、巡回指導を行い確認する。

## 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、改めて、大崎市旧一栗村のそばについて、出荷・販売・譲渡・贈答の自粛の継続を要請する。

## 6 その他

24年産のそばについては全量焼却処分を行った。



図1 宮城県大崎市（現市町村）



図2 宮城県大崎市旧一栗村（昭和25年時点旧市町村）  
平成25年産そば作付面積1.8ha、生産量0.2t（9袋×22.5kg）

